

〈講演会〉自分のために、家族のために、いざという時のために知って安心

成年後見制度・遺言・相続について

〈講師〉三重県司法書士会 四日市支部 因田事務所

因田 四郎 司法書士

◆成年後見制度は認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所へ申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

◆自分のための、家族のための、いざという時のための大切なお話です。

皆さま、是非ともご参加ください。

2021

2/19 (金)

13:45～15:00 (13:15 開場)

家庭裁判所



会場：朝日町保健福祉センター 多目的ホール

対象：講演に興味のある方

定員：50名

参加費：無料

受付：令和 3年 2月 1日(月)～ 2月15日(月)

申込先：電話 059-377-5500、もしくは保健福祉センター窓口にて

送迎：送迎希望の方は、申込時にお伝えください。



お願い
します

保健福祉センターへご来館の際は、手指のアルコール消毒とマスクの着用
お願い致します。また換気等、感染症対策も行いますので、暖かい服装で
ご来館くださいますよう、ご理解・ご協力の程、よろしくお願い致します。

【お問合せ先】朝日町地域包括支援センター 【電話】059-377-5500